

東京都公報

発行 東京都

目次

117

規則（教）

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……一
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則……六
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……六

訓令（教）

- 東京都教育委員会印刷物取扱規程の一部改正……七
- 学校職員の休暇処理に関する規程の一部改正……七
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……七
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正……八
- 通勤手当支給規程の一部改正……八

規程（下水）

- 東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……九
- 東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程……九
- 東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程……九
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……一〇
- 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……二
- 東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……三

○東京都下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程……………三

規則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十七号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「**今令**」を「**今令**」に、

変更後	変更前	100分 の25 の支給	職員印	出勤 整理	学校	
					有・無	有・無
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・
・	・	有・無			・	・

を に

・	・	有・無	
・	・	有・無	
・	・	有・無	

・	・	有・無
・	・	有・無
・	・	有・無

改める。

別記第一号様式の二中「命令権者印」を「命令権者」に

学校	出勤整理	職員印	備考欄	勤務を振り替える日	
				年月日	区分
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半
・	後半			全日	前半

を

学校	備考欄	勤務を振り替える日	
		年月日	区分
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半
・		全日	後半

に

改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条、第8条関係)(数)

超過勤務等命令簿

所属課		職		氏名	
-----	--	---	--	----	--

勤務日	命令者	区域	勤務時間	休息時間	勤務内容	超過勤務						累計	超過勤務(60時間を超)		休日勤務		勤務	管理職員等の休日勤務等			
						標準	長命権	令者	100分の125	100分の150	100分の175		100分の160	100分の100	100分の225	100分の25			100分の15	100分の135	100分の25
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		
月	日	命令	時 分から 時まで	時 分から 時まで					時間	分								時間	分		

*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。

(日本産業規格B5702)

(兼)

勤務日	勤務時間	命令者	勤務内容	休	勤務内容	超過勤務							累計	超過勤務(60時間超)		休日勤務夜勤		管理職員等の休日勤務等	
						100分の125	100分の150	100分の135	100分の160	100分の100	100分の25	100分の25		100分の15	100分の135	100分の25			
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
月 日	時 分から 時 分まで	命令	時 分から 時 分まで	時 分まで	時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

*勤務実績欄は、勤務命令の時間と実際の勤務時間が異なるときに記入すること。

別記第二号様式の二中「深夜勤務・」を「深夜勤務制限・」に改める。
「職氏名」印を「職氏名」に改める。

別記第二号様式の三中
「氏名」印を「氏名」に改める。

確認印	課長代理	職員
承認権者		

別記第二号様式の四中

請求日 年 月 日

「請求日 年 月 日」を「請求日 年 月 日」に改める。
「職氏名」印を「職氏名」に改める。

勤務時間	振替え・指定		職員印	出勤整理	学校
	休日	振替日・代休日			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			
時間分	・	・			

勤務時間	振替え・指定		学校
	休日	振替日・代休日	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	
時間分	・	・	

時間分 時間分

別記第四号様式中

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日	年月日～年月日
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～年月日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他(曜日)	<input type="checkbox"/> 全日 時 分～時 分
承認権者印	関与者印	申請者印	承認日数 (備考)	累計日数

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日	年月日～年月日
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～年月日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他(曜日)	<input type="checkbox"/> 全日 時 分～時 分
承認権者	関与者	承認日数 (備考)	累計日数	累計日数

承認権者確認	年月日	年月日
介護休暇又は介護時間取消し	年月日	

承認権者確認	年月日
介護休暇又は介護時間取消し	年月日

別記第六号様式中「④」を削り、同様式中

1 この規則は、公布の日から施行する。	申請者	申請者印	承認者	承認者印
	承認者			
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等	を			
	に改める。			

に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会
令和二年十月三十日

●**東京都教育委員会規則第二十八号**

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

--

 を

--

 に、

総務課	年月日	上記のとおり確認する。

を

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の住居手当に関する規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和二年十月三十日

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「四」を削る。

別記第二号様式中「四」を削り、「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

別記第三号様式中「四」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十二号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会印刷物取扱規程(平成十三年東京都教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

別記第四号様式中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

●東京都教育委員会訓令第二十三号

都 立 高 等 学 校
公 立 中 等 教 育 学 校
公 立 特 別 支 援 学 校
公 立 中 学 校

公 立 小 学 校

公 立 義 務 教 育 学 校

公 立 共 同 調 理 場

学校職員の休暇処理に関する規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

別記第一号様式及び第二号様式中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の休暇処理に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第二十四号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

別記様式中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第二十五号

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

別記第一号様式(表中)「㊸」を削り、同様式(裏中

																		請求者 印
																		承認者 印

を

																		承認者
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

に改める。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の育児休業等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第二十六号

通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

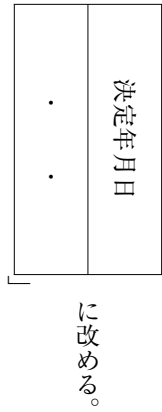
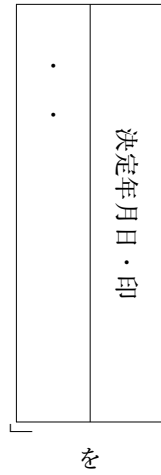
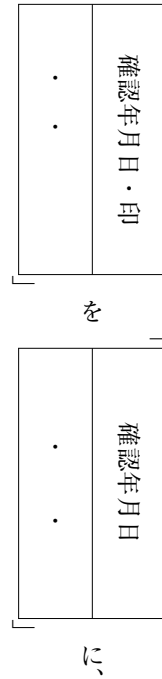
- 教育庁
- 教育事務所
- 教育庁出張所
- 事業所
- 都立高等学校
- 公立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場

」に改める。

令和二年十月三十日

東京都教育委員会

別記様式(表中)「㉔」及び「㉕」を削り、同様式(裏中



附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の通勤手当支給規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第三十一号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式中「㉗」を削る。

別記第十六号様式甲号及び同様式乙号中「㉘」を「㉙」に改める。

別記第二十二号様式中「㉚」を削る。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局処務規程別記第十六号様式甲号及び同様式乙号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十二号

東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都下水道局公印規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㉛」を削る。

別記第七号様式中「㉜」を「㉝」に、「㉞」を「㉟」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局公印規程別記第六号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十三号

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局印刷物取扱規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

総務部総務課	印	を	総務部総務課	事務担当者
--------	---	---	--------	-------

に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局印刷物取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する(と)ができる。

●東京都下水道局管理規程第三十四号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

「 職氏名 印 」を「 職氏名 」に改める。

別記第二号様式の二中

確認印

承認者	課代理	職員
-----	-----	----

を

請求日 年 月 日

別記第三号様式中「請求日 年 月 日」に改める。

別記第三号様式中

承認権者印	関与者印	申請者印
-------	------	------

を

承認権者	関与者
------	-----

に改める。

別記第四号様式中「㊸」を削る。

別記第五号様式表中「㊸」を削り、同様式裏中

																				申請者 印
																				承認権者 印

を

																				承認権者
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十五号

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

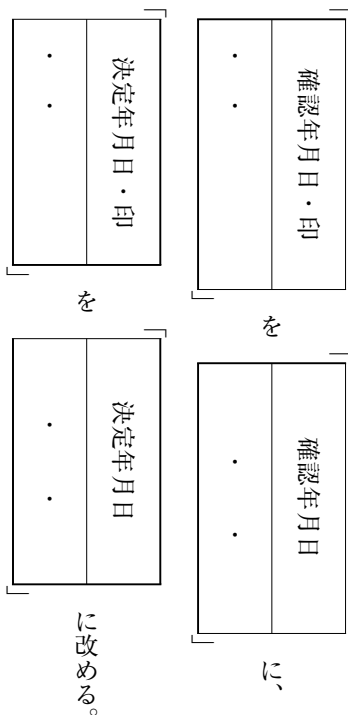
令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊥」及び「㊦」を削り、同様式(裏)中



附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十六号

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式(裏)中「㉔」を削る。

別記第四号様式から第七号様式までの規定中「㉔」を削る。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十七号

東京都下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の職務発明等に関する規程（昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、「㉔」を「㉔」を「㉔」とともに、特許出願

に関する書類の写を添付する」に改める。

別記第二号様式中「㉔」を削り、「㉔」を「㉔」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

行 東 京 都
発 東京都市部
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)
東京都
郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

